

○広島修道大学試験細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学学則第17条第2項の規定に基づき、試験について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における試験とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 定期試験 学期末に期間を定めて実施するもの
- (2) 追試験 病気その他のやむを得ない事由により前号の試験を受験できなかった者に対して行うもの
- (3) 前2号の規定に関わらず、学則第7条第2項に定める授業期の試験は、定期試験に準じるものとする。

(試験期間及び試験時間割)

第3条 試験の期間は学年暦において定める。

- 2 試験の期日及び時間割は、受験者が行う試験の準備を考慮し、あらかじめ公示する。

(受験資格)

第4条 各学期の指定登録日に所定の履修届によって当該授業科目の履修登録を行った者は、試験を受けることができる。ただし、次の場合には試験を受けることができない。

- (1) 休学しているとき。
- (2) 停学の処分を受けているとき。
- (3) 授業担当教員より受験を禁じられたとき。
- (4) 当該授業科目の試験開始時刻から20分以上遅刻したとき。
- (5) 学生証又は仮学生証を所持していないとき。

(受験者の義務)

第5条 受験者は、試験監督者の指示に従わなければならない。

- 2 受験者は、試験が公正に実施されるために別に定める事項を遵守しなければならない。
- 3 受験者は、試験の実施を妨げる行為をしてはならない。

(不正行為等の取扱)

第6条 前条に定める受験者の義務に違反する行為（以下、「不正行為」という。）をした者について、試験監督者は、受験の停止、退場又は教学センターへの同行その他の必要な措置を取る。

- 2 不正行為をした者について、広島修道大学学則第39条を適用し、懲戒することがある。

(追試験)

第7条 病気その他のやむを得ない事由により定期試験を受験しなかった者に対しては、本人の願い出により、授業担当教員が相当と判断した場合には、追試験を行う。

2 前項の願い出は、病気の場合には医師の診断書を、その他のやむを得ない事由の場合は当該責任機関の証明書又は本学所定の追試験申請書類を添えて行わなければならない。

3 第1項の願い出は、試験期間終了後3日以内に行わなければならない。

4 前項の期日は、病気その他のやむを得ない事由により、期日内での提出が困難と認められる場合は、教学センター長の許可を得て別に定めることができる。

5 追試験の受験料については、別に定める。

(事務担当)

第8条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この細則は、2012年4月26日に制定し、同日から施行する。

2 この細則は、2013年2月7日に第7条に第4項を追加し、2013年4月1日から施行する。

3 この細則は、2015年9月3日に第6条及び第8条を改正し、2015年10月1日から施行する。

4 この細則は、2016年8月4日に第2条第3号及び第7条第4項を追加し、第4条及び第7条第3項改正し、2017年4月1日から施行する。

5 この細則は、2017年3月1日に第5条第3項及び第6条第1項を改正し、同条第2項を削り第3項を第2項に繰り上げ、2017年4月1日から施行する。